

長野県スポーツ協会加盟団体ガバナンス向上研修会 講演要旨

【会場開催及びオンライン開催併用型研修会】

日 時 令和4年4月21日（木）13:30～14:45

会 場 ホテル国際21『芙蓉』 長野市県町576

講 師 弁護士 合田雄治郎氏（合田綜合法律事務所 代表弁護士）

演 題 「～スポーツにおける暴力・ハラスメント等不適切行為の防止対策について～」

- スポーツ指導者による暴力、体罰が注目される契機となった事件
 - ・ 2012年12月の大阪市桜宮高校バスケットボール部顧問暴力自殺事件。同校バスケットボール部主将が同部顧問教諭から部活において常態的に殴られるなど暴力を受けて自殺した事件
- スポーツ指導者の選手に対する暴力はなぜ許されないのか。

・ **暴力は違法である・・・刑法違反。**

- 暴力とは・・・「暴行」＝有形力の行使 ⇔ 「暴力」
 - ・ 髪の毛を切る？ ⇒ 「暴行」にあたる
 - ・ 物をその人に向けて投げたが当たらなかった？ ⇒ 「暴行」にあたる
- 指導者が暴力をふるった場合の責任

【刑事責任】

ア 暴行罪（刑法208条） イ 傷害罪（刑法204条） ウ 傷害致死罪（刑法206条）

【民事責任】 損害賠償責任を負う可能性がある

- ・ 指導者の暴力や不適切な指導により選手が死亡あるいは重度の後遺障害が残った場合で3億円の損害賠償額が認められた判例がある。

【その他の責任】

- ・ 教員であれば懲戒処分、指導者資格があれば資格に関する処分がある
- なぜ指導者は暴力を振るってしまうのか。【暴力を振るう指導者の4類型】
 - ・ 確信犯タイプ（自分は正当な行為と信じて行う）
 - ・ 指導方法不明タイプ（指導方法がわからない）
 - ・ 感情爆発タイプ（感情をコントロールできない）
 - ・ 暴力嗜好タイプ
 - ・ 上記4タイプの混合タイプもあり
- 暴力等がスポーツの指導現場で行われてきた背景
 - ・ 戦前からの軍隊の影響、体育教育、スポ根漫画、 **指導方法の未熟さ**

- 指導者はどんなときでも、有形力を行使してはならないのか
 - ・ 極めて限定された場面でのみ許されるが、基本的に有形力の行使（暴力）は許されない。
- 暴力が許容される限定された場面
 - ・ 可罰的違法性がないケース・・・「よく頑張ったな」と言って、肩をポンポン軽く叩く
 - ・ 正当防衛が成立するケース・・・やり過ぎると過剰防衛で違法性あり
 - ・ 正当（業務）行為・・・指導者が技を教えるためにけがのないように
- 体罰とは ⇒ 法的には、体罰とは懲戒権を有する者の行為を指す。教員は懲戒権を有する。
- 学校教育法 11 条「好調及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。**ただし、体罰を加えることはできない。**」
- 教員が児童生徒に行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、行われた場所及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある
- その懲戒の内容が、身体に対する侵害を内容とする懲戒（殴る、蹴る等）肉体的苦痛を与えるような懲戒（正座、直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。（H19・2・5 文科省初等中等教育局長通知）
- 懲戒とは ⇒ 不適切な言動をした子供を戒めること
 - 例）スポーツで結果（成績）を出せないことは、懲戒の対象ではない
 - 注）一般のスポーツ指導者には懲戒権がないため、教員に許される行為も許されないことがある
- 禁じられる体罰
 - ⇒ 身体に対する侵害・・・殴る 蹴る 突き飛ばす 物を投げて当てる 頬をつねる 髪の毛を切る
 - ⇒ 肉体的苦痛を与えるもの・・・正座、直立等 長時間特定の姿勢をさせる又はとどめ置く
食事やトイレの許可を与えない 炎天下に水を飲ませず長時間走らせる
- 「体罰に準ずる行為」も禁じられている 「体罰に類する行為」とは
 - ⇒ 不適切な言動～暴言
 - ・「最低なやつだ」「人間のクズだ」← 人格を否定
 - ・「お前みたいな奴はだめだ」← 自尊感情を傷つける
 - ・「きもい」「チビ」「デブ」← 身体的な特徴をけなす
 - ・「殴るぞ」「しばくぞ」← 恐怖感を与える
 - ⇒ 不適切な言動～行為

- ・過度な叱責をみんなの前で行う ← 自尊感情を傷つける
 - ・周囲のものにあたって威嚇する ← 恐怖心を与える
 - ・過度な練習を強制する／不可能な課題を強制する ← 精神的に過度な負担を与える
- 懲戒権の行使と体罰に類する行為
- 厳しい指導はどこまで許されるか
- ・厳しい指導者は結果を残すことが多い ・保護者の支持を得ていることも多い
 - ・逆に言うと厳しいだけで結果を残せない場合は、指導者として依頼されることが少ない
 - ・ただし、厳しい指導 ≒ 厳しい練習
 - ・原則として、暴力・暴言等反倫理行為に至らない範囲であれば指導として許されます
- ◎しかし、その線引きは難しく、得てして行き過ぎることもあり得ます
- 指導者が達成すべき第一の目標は何か
- ・勝つこと？ ・競技能力の向上？ ・人間形成？
 - ・スポーツを楽しむことを教える？ ・自立したアスリートを育てること？
- 適切な指導とは・「コミュニケーション」＋「科学的裏付け・理論」

⇒ 自立したアスリートの育成・「選手自ら厳しい練習に取り組むようにさせること」

- 「桑田真澄さんの言葉」 ⇒ 体罰は指導者の勉強不足による、一番安易な指導方法。日本中、子供達を怒鳴り散らしている指導者ばかり。怒鳴らないと理解してもらえないほど、私には指導力がないと周囲に言っているようなもの

【朝日新聞デジタルから】

- 「速水佑斗コーチによる体操女子宮川選手に対する暴力事件」 ⇒ 多くの人が、怒ることが人を動かす最もいい方法だと思い込んでいるが暴力や暴言を使った指導は許されないだけでなく、効果が低いとされている。
- 「プロ野球筒香嘉智選手の提言」 ⇒ 同選手は「勝つことが第一に優先され、子どもの将来がつぶれてしまっている」とスポーツ界の指導者の意識改革を訴えている。
- 「女子バレーボール元日本代表益子直美さんの取組」 ⇒ 中学からバレーボールを始めた益子さんは、部活動で指導者の体罰や暴言に苦しんできた。「子どもたちが指導者に怒られるのを見たくない。楽しい場を提供したい」という思いから、小学生のバレーボールで「監督が怒ってはいけないルール」の大会（益子直美カップ）を開催している。
- 「セクシャルハラスメント」とは ⇒ 「性的嫌がらせ」
- 【悪い例①】** クラブチーム監督（男性 60 歳）がメンバー（女性 25 歳）に対し褒めるつもりで「貴方

は美人だから、やはり彼氏がいますよね？」＝×

【悪い例②】クラブチーム監督（男性 60 歳）がメンバー（女性 55 歳）に対し褒めるつもりで「貴方はプロポーズ抜群ですね～」＝×

・身体的接触は論外。言葉によるセクハラや視覚によるセクハラもある

◎ セクハラしている側は、自覚がないことも多く、相手が嫌な思いをすればセクハラ

◎ たとえ褒めているつもりでも、相手に嫌な思いをさせればセクハラ

⇒ 言葉によるもの・性的な冗談やからかい 食事デートの執拗な誘い

意図的に性的な噂を流す 性的な体験等を尋ねる

⇒ 視覚によるもの・ヌードポスターの掲示 わいせつ図画の配布

⇒ 行動によるもの・身体への不必要な接触 性的関係の強要

● 「パワーハラスメント」とは ⇒ 地位や人間関係などの優位性を背景に上下関係や指導の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は周囲の環境を悪化させる行為

・ 「行為者の意図とは関係なく」という点がポイント

・ 行為者が良かれと思って行った言動でも、相手が嫌だと思えばハラスメントになる

①身体的な攻撃・叩く、殴る、蹴るなどの暴行、丸めたポスターで頭を叩く

②精神的な苦痛・同僚の目の前で叱責 必要以上に長時間にわたり、繰り返し叱責

③人間関係からの切り離し・1 人だけ別室に席を移す 強制的に自宅待機を命ずる

④過大な要求・新人で仕事のやり方もわからないのに、他の人の仕事まで押し付けて、同僚は皆帰宅させる。

⑤過小な要求・運転手なのに営業所の草むしりだけ命ずる。事務職なのに倉庫業務だけを命ずる

⑥個の侵害・交際相手について執拗に聞く 妻に対する悪口を言う

● 不正経理問題 ⇒ 団体の必要経費などの予算（現金）を一人で一括管理することの問題

・お金の出入りを記録に残す 通帳（任意団体は団体名義の通帳を作れない）

・現金：お金をもらう → 領収書の発行、写しの保管

・ :お金を使う → 領収書を発行してもらい保管

◎少なくとも年1回は収支報告をすべき

・任意団体は、法人化を推奨する

● クラブ内のいじめに対する対応 ⇒ デリケートで難しい問題

◎いじめられている子供から事情を聞くことが先決

・単純に休ませれば良いと言えないケースもあり得る

長野県スポーツ協会加盟団体ガバナンス向上研修会 質疑応答
【会場開催及びオンライン開催併用型研修会】

- 1 日 時 令和4年4月21日（木）13:30～14:45
- 2 会 場 ホテル国際21『芙蓉』 長野市県町576
- 3 講 師 弁護士 合田雄治郎氏（合田綜合法律事務所 代表弁護士）
- 4 演 題 「～スポーツにおける暴力・ハラスメント等不適切行為の防止対策について～」
暴力・暴言・ハラスメント・差別・不正経理等、インテグリティに反する行為の予防対策

5 質疑応答

（1）損害賠償責任に対するスポーツ保険による対応について（上高井体育協会）

（問）競技中の落雷による死亡事故について主催者に3億円の損害賠償が認められた判例が紹介されたが、こうした突発的な自然災害による事故に関する損害賠償金について、スポーツ保険で対応できるか。

（答）スポーツ保険の適用については、保険会社に契約内容を確認していただきたい。

自然災害による事故について主催者が損害賠償責任を問われるのは、自然災害による事故が予測できたにもかかわらず、必要な予防措置をしなかった場合である。

落雷等自然災害による事故を予防することができたにもかかわらず、主催者が必要な予防措置をしなかった場合に損害賠償請求が認められている。

まずは、スポーツ保険契約の内容を確認していただくことが重要である。

自然災害による事故が発生し、主催者が損害賠償請求された場合に、保険金が出るか確認していただきたい。

（2）競技会等開催要項における包括的免責条項の規定について（上高井体育協会）

（問）競技会等開催要項に「自然災害による事故について主催者は一切責任を負わない」と明記することで責任を回避できるか。

（答）「自然災害による事故について主催者は一切責任を負わない」とする規定は、法律上無効とされている。こうした規定は、「包括的免責条項」という。あらゆるリスクを避けるためにそうした「自然災害による事故について一切責任を負わない」とする規定は、よく見られるが、それだけでは、こうした損害賠償請求を防ぐことはできない。

大事なことは、落雷事故や熱中症にならないように、必要な予防措置を行って自然災害による事故を防ぐということが重要。練習中に熱中症で死亡した高校生について、県に対して2億5千万円の損害賠償責任が認められた事例がある。こうした事故が起きないように、常に熱中症等のリスクを認識して、こまめな水分補給や、適時休憩時間をとるなど必要な予防措置等努力を怠らないことが重要になる。

（3）言うことを聞かない選手に対するネグレクト、無視について（馬術連盟）

（問）体罰、パワハラとは逆に、指導の中で言うことを聞かない選手に対して、ネグレクト、無視する、指導・アドバイスをしないことは、違法ではないものの、選手にとって精神的なダメージとなると思うが、こうした対応は問題ないか。

（答）J S P O 規程では、ネグレクト（無視）することは、ハラスメントに含まれている。無視することは、違法であり、ハラスメントに該当する。

指導の現場で、大人と子どもの関係の中で「何を言っても聞いてくれないのでこういうことになってしまった」という話がよくあるがコミュニケーションが不足しているケースが多い。指導者が「やっていいこと」と「やっていけないこと」がある。無視することは、不適切な行為ということになる。